

## 「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

令和8年3月9日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課

(趣旨)

「予備電源制度ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の応札価格に関する改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたい。

## 1. 現状と対応案

### (1) 経年改修費(資本的支出)

立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について、応札事業者が応札価格に織り込むことが妥当であると考えられる。

しかしながら、ガイドラインにおいて、応札価格に織り込むことが認められる主なコストとして、修繕費についての記載はあるものの、経年改修費(資本的支出)についての記載はない。他方、「容量市場における入札ガイドライン」において、容量市場の応札価格に経年改修費(資本的支出)を織り込むことが認められると明記されている。

そのため、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費(資本的支出)については、予備電源の応札価格に織り込むことが認められるとガイドラインに明記する必要があるのではないかと。

なお、現行のガイドライン上、経年改修費(資本的支出)を予備電源の応札価格に織り込むことが認められなくはないと解する余地もあることから、今年度の監視において、これらの費用の応札価格への算入を認めたところである。

### (2) 休止措置期間における発電側課金(kW課金)

発電側課金(kW課金)は、予備電源制度において応札する電源が、「稼働状態」から「休止措置」を経て「休止状態の維持」を辿るという過程で、継続的に発生する費用であると考えられるため、これらの費用について、応札事業者が応札価格に織り込むことが妥当であると考えられる。

しかしながら、ガイドラインにおいて、予備電源の応札価格に織り込むことが認められるのは文理上「当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金(kW課金)」に限定されている。

そのため、休止措置期間中に発生する発電側課金(kW課金)についても、応札価格に織り込むことが認められるとガイドラインに明記する必要があるのではないかと。

なお、現行のガイドライン上、休止措置期間中に発生する発電側課金(kW課金)を予備電源の応札価格に織り込むことが認められると解する余地はないことから、今年度の監視においては、休止措置期間中に発生する費用の応札価格への算入は認めなかった。

### (3) 対応案

42 上記（１）及び（２）に関し、電力の適正な取引の確保を図る観点から、電気事業法第 6  
43 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することにつ  
44 いて、本委員会にて御審議いただきたい。

## 46 2. 今後の進め方

47 本件については、本委員会にて御了解をいただければ、資料 4-1 のとおり、経済産業大臣に  
48 建議することとしたい。

### 52 【参考】

#### 53 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

#### 55 （建議）

56 第六十六条の十四 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力  
57 の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策につ  
58 いて経済産業大臣に建議することができる。

59 2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければなら  
60 ない。

61 3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づ  
62 き講じた施策について報告を求めることができる。

#### 65 予備電源制度ガイドライン（2025年8月6日改定）

## 67 3. 応札価格の考え方

### 68 （１） 略

### 69 （２） 応札価格に織り込むことが認められるコスト

70 応札価格に織り込むことが認められるコストは、休止措置及び休止状態の維持に係るコスト  
71 として、主に以下の項目が考えられる。なお、応札価格に織り込んだコストの事後的な増額  
72 は、燃料関係費用を除いて認めない。

73 短期立ち上げの予備電源は、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない場  
74 合、事前に修繕が必要となり、修繕費が本制度への応札価格に織り込まれることとなる。一  
75 方、長期立ち上げの予備電源は、基本的に、必要な修繕等を立ち上げが決まってから実施する  
76 ことが可能と考えられるため、本制度への応札価格は短期立ち上げの予備電源より一定程度低  
77 くなるが見込まれる。

修繕費	当該電源の休止措置に関連して必要となる修繕・定期点検に係る費用
固定資産税	当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額
事業税 (収入割)	当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制 度の応札価格に織り込んだ総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率）

人件費	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等
発電側課金	当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金）
法人税	当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額
休止維持費	当該電源の休止状態の維持のために必要となる費用（ただし、固定資産税、人件費、発電側課金、法人税を除く）
燃料関係費用	当該電源（石油火力に限る。）のためにあらかじめ保管しておく燃料等の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積り×保管予定である燃料の量）
事業報酬	本制度に係る総営業費用相当額×当該電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率

78 予備電源の応札価格に織り込むことが認められたコストのうち、容量市場の応札価格に織り  
79 込まれたコストと重複するものは、当該電源の容量市場の応札価格との関係がコスト別に以下  
80 のとおりになっている必要がある。

81 ①修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等：当該電源の容量市場における応札価格に織り  
82 込まれたコストと同額以下

83 ②人件費、発電側課金等：当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストから  
84 一定割合を減じた額

85 (3)～(4) 略

86

経済産業省

2026●●●●電委第●号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

「予備電源制度ガイドライン」（2025年8月6日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 予備電源制度ガイドライン 改定事項

1. 立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について応札価格に織り込むことが妥当と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費（資本的支出）を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
2. 発電側課金（kW 課金）は、電源の休止措置及び休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において休止措置期間中に発生する費用を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。

以 上